

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙登録の基準日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

次のとおり東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定に基づき、告示する。

令和六年七月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

事	由
一 福島県議会議員宮川政夫が令和六年七月二二日辞職したこと。 二 東白川郡選挙区における福島県議会の議員の欠員の数が公職選挙法第一一三条第一項第五号の規定に該当したこと。	公職選挙法第一一一条第一項の規定による通知を受けた日 令和六年七月二二日

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

令和六年九月一日執行予定の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。
令和六年七月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙時登録の基準日

令和六年八月二十二日（年齢については、令和六年九月一日）